

ファミリーハウスあい
指定管理者募集要項

平成30年8月

愛媛県

目 次

1	指定管理者募集の目的	1
2	施設の概要	1
3	指定管理者が行う業務及び管理の基準	2
4	指定期間	2
5	管理運営に要する経費	2
6	申請資格等	3
7	募集要綱の配布、現地説明会等	4
8	参加意思表明書の提出	5
9	申請の手続	6
10	指定管理者の候補の選定	7
11	指定管理者の指定及び協定の締結	8
12	業務開始前に管理の実施が困難になった場合 における措置に関する事項	9
13	指定期間満了前の取消し	10
14	その他	11
15	添付資料	11
16	問合せ先	11
別紙1	指定管理者募集スケジュール	12
別紙2	提出書類一覧	13

愛媛県ファミリーハウスあい指定管理者募集要項

1 指定管理者募集の目的

ファミリーハウスあい（以下「ファミリーハウスあい」という。）などの地方自治体の公の施設（一般住民が利用する施設）については、平成15年6月の地方自治法の改正（同年9月施行）により、住民サービスの向上と経費の削減を図るため、平成18年度から「指定管理者制度」を導入しておりますが、平成30年度をもってその期間が満了します。

そこで、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年愛媛県条例第2号）第11条の規定に基づき、ファミリーハウスの平成31年度以降の管理運営を行うもの（以下「指定管理者」という。）を選定するため、この要項に定めるところにより、指定管理者を広く募集します。

2 施設の概要

(1) 名称

ファミリーハウスあい（慢性疾患児家族宿泊施設）

(2) 所在地

松山市室町74番地2

(3) 面積

186.11㎡

(4) 建物の規模及び概要

木造2階建て 200.45㎡

ア 宿泊室 5室（和室3、洋室2）

（各室 バス、トイレ、エアコン、冷蔵庫、テレビ、電子レンジ、台所用品設置）

イ プレイルーム

（テレビ、ビデオ、本、おもちゃ、ドライヤー、キッチン、オーブンレンジ等設置）

ウ 洗濯室（全自動洗濯機（乾燥機能付き）2台、アイロン、掃除機）

エ 多目的トイレ（バリアフリー）

オ 事務室兼相談室

(5) 設置目的

長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の療養環境の向上を図るとともに、その家族を支援するため、宿泊及び休養の施設を提供する。

(6) 設置年月日

平成15年4月1日

(7) 総事業費

48,890,500円

(8) 業務概要（ファミリーハウスあい管理条例（平成17年愛媛県条例第53号。以下「ファミリーハウスあい条例」という。）第2条に基づくファミリーハウスの業務）

ア 長期にわたり医療施設において療養を必要とする児童の家族等に対する宿泊及び休養の施設の提供に関すること。

イ その他必要な業務

(9) 事業実績等

ファミリーハウスの運営体制、事業実績等については、添付資料の「ファミリーハウス

あい施設等の概要」を参照してください。

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

(1) 指定管理者が行う業務

- ア ファミリーハウスの事業の実施に関する業務
- イ ファミリーハウスの利用の許可に関する業務
- ウ ファミリーハウスの利用に係る料金の収受に関する業務
- エ ファミリーハウスの利用の促進に関する業務
- オ ファミリーハウスの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務
- カ その他知事が定める業務

(2) 管理の基準

- ア 開館時間、休館日及び利用の許可等
ファミリーハウス条例の規定のとおりとします。
- イ 個人情報の保護
指定管理者には、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号）第 16 条の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられます。
- ウ 情報の公開
指定管理者には、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号）第 36 条の規定により、情報公開に関する努力義務が課せられます。
- エ 行政手続条例の適用
指定管理者が施設の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続条例（平成 7 年愛媛県条例第 48 号）が適用されます。
- オ その他
上記のほか、指定管理者は、ファミリーハウスの管理運営を行うに当たり、関係法令を遵守する必要があります。

(3) 留意事項

- ア 指定管理者は、ファミリーハウスの管理運営の効率化と利便性の向上を図るよう努めてください。
- イ 業務の内容及び管理の基準の詳細は、添付資料の「ファミリーハウスあい指定管理者業務仕様書」を参照してください。
- ウ 管理運営業務の全部を第三者に委託し又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定期間

指定の期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間で予定しています。ただし、この期間は愛媛県議会での議決により確定することとなりますので、留意してください。

5 管理運営に要する経費

ファミリーハウスは、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 8 項の規定によ

る利用料金制を採用します。指定管理者は、次に掲げる利用料金及び利用者へのサービス向上等のために指定管理者が実施する自主事業による収入（以下「自主事業収入」という。）をもって、管理運営業務を行うものとします。（愛媛県からの委託料の支払はありません。）

(1) 利用料金

利用料金の額は、ファミリーハウス管理条例第11条の規定に基づき、あらかじめ知事の承認を受けた上で、指定管理者が定めることとなります。

(2) 会計年度区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(3) 自主事業収入

自主事業収入は指定管理者に帰属するものとします。

なお、指定管理者が自主事業を実施する場合には、あらかじめ愛媛県と協議し、必要な許可を得ておく必要があります。（指定管理者から事業計画書において提案された自主事業の実施については、協定締結の際に改めて協議するものとします。）

6 申請資格等

(1) 申請資格

指定管理者の指定を申請することができるものは、指定期間中、適切にファミリーハウスの管理運営を行うことができる愛媛県内に事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のいずれにも該当しないものとします。

また、申請に当たっては、あらかじめ参加意思表明書を提出しておく必要があります。（「8 参加意思表明書の提出」を参照）

- ア 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条の規定により愛媛県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等
- イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）等の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等
- ウ 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等
- エ 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等
- オ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等
- カ 愛媛県における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた法人等又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した法人等
- キ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ク 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある法人等
- ケ 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ないもの
 - (ウ) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - (エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の法人等での共同（以下「コンソーシアム」という。）による申請ができます。この場合において、次の事項に留意してください。

ア コンソーシアムの適切な名称を設定し、代表となる法人等（以下「代表団体」という。）を選定してください。

イ 申請書提出後に、代表団体を変更し、又は構成員の全部又は一部を変更すること（特定の構成員を除外し、又は新たな法人等を追加する場合を含む。）は、原則として認めません。

ただし、特別な事情により、愛媛県がやむを得ないと認めた場合に限り、変更できるものとします。

ウ 単独で申請を行った法人等が、他の申請者（コンソーシアム）の構成員となることはできません。

また、同時に複数のコンソーシアムの構成員となることはできません。

エ コンソーシアムの全ての構成員が（１）の申請資格を満たしている必要があります。

(3) 新設法人等の扱い

ファミリーハウスの管理運営のため、新たに法人等を設立する場合は、申請時に設立していなくても、その名称等を使用して申請できることとします。

ただし、その場合には、愛媛県議会への当該施設の指定管理者指定に係る議案上程までに、法人登記事項証明書又は法務局登記官の受領書を提出していただく必要があります。

7 募集要項の配布、現地説明会等

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間：平成30年8月7日（火）から9月28日（金）までの平日

イ 配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 配布場所：愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課

エ 郵送を希望する場合：

500円分の切手を貼った宛先明記の返信用定形外封筒（角型2号A4判用）を同封の上、配布場所宛に請求してください。（9月21日（金）必着）

オ その他

募集要項等については、愛媛県のホームページからも取り込むことができます。

アドレス <http://www.pref.ehime.jp>

(2) 現地説明会

ア 日 時	平成30年8月20日（月） 午後2時から2時間程度
イ 場 所	ファミリーハウスあい
ウ 内 容	①募集要項及び業務仕様書の説明 ②施設見学
エ 申込方法等	① 平成30年8月17日（金）12:00までに、別添の現地説明会参加申込書（様式7）を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課へ提出してください。 ② なお、申請を行う場合は、できるだけこの説明会に出席してください。

オ 留意事項	<p>① 申込期限までに参加の申込みがない場合は、現地説明会の開催を取り止めます。（参加を希望する場合は、必ず申込みを行ってください。）</p> <p>② 説明会には、現に当該施設の指定管理者となっている団体が同席します。（施設の管理運営の現状等に関する説明については、同団体が行う場合があります。）</p>
--------	--

(3) 資料の閲覧

ア 閲覧資料	<p>① 衛生設備工事関係書類</p> <p>② 関係規程等</p> <p>③ 28、29年度の事業計画、利用実績</p> <p>④ 基本協定、年度別協定</p>
イ 閲覧期間	平成30年8月7日（火）から9月28日（金）までの平日
ウ 閲覧時間	午前9時から午後5時まで
エ 閲覧場所	愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課
オ 留意事項	<p>①閲覧を希望する場合は、あらかじめ愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課へ連絡し、予約の上閲覧してください。</p> <p>②資料の持ち出しは禁止します。なお、閲覧場所内における筆記、持ち込んだ機器等による複写は可とします。</p> <p>③本資料の中には、設計当初の内容のものもあり、変更されている箇所があることに留意の上閲覧してください。</p> <p>④閲覧期間は、9月3日（月）以降は、参加意思表明書（様式1）を提出した法人等に限定します。</p>

(4) 募集に関する質問

募集に関する質問を次により受け付けます。

ア 受付期間	<p>第1回：平成30年8月7日（火）から8月22日（水）</p> <p>第2回：平成30年9月4日（火）から9月11日（火）</p>
イ 受付方法	<p>別添の質問票（様式8）を電子メール又はファクシミリで愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課まで提出してください。電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。</p> <p>なお、第2回の期間中に質問を行えるのは、参加意思表明書を提出した法人等に限ります。</p>
ウ 回答方法	<p>①第1回の受付期間中に受け付けたもの：平成30年8月29日（水）までに愛媛県のホームページに掲載します。</p> <p>②第2回の受付期間中に受け付けたもの：参加意思表明書を提出した全ての法人等に対し、ファクシミリ又は電子メールより随時回答を送付します。（最終回答は9月18日（火）までに行います。）</p>

8 参加意思表明書の提出

指定管理者の指定の申請を希望する法人等は、本申請に先立って、「参加意思表明書」（様式1）の提出が必要となります。（参加意思表明書の提出があった法人等のみに、本申

請の資格があります。)

なお、特段の事情がない限り、参加意思表明書を提出した者は、所定の期日までに本申請を行う必要があります。

(1) 提出期間

平成30年8月7日(火)から9月3日(月)までの執務時間中(月曜日から金曜日まで(祝日を除く。))の午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ。)とします。

なお、郵送等(書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものをいう。以下同じ。)の場合は、9月3日(月)午後5時15分までの必着とします。

(2) 提出方法

持参又は郵送等により、「16 問合せ先」へ提出してください。(ファクシミリ及び電子メールによる提出はできません。)

(3) 留意事項

- ① 複数の法人等が共同で提出する場合の取扱いについては、「6(2) 複数の法人等での共同申請」に準じます。
- ② 新たに法人等を設立する場合の取扱いについては、「6(3) 新設法人等の扱い」に準じます。
- ③ 参加意思表明書の提出があった法人等の名称等については、公表する場合があります。

9 申請の手続

指定管理者の指定を申請する法人等(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類(以下「申請書類」という。)を提出してください。

なお、各書類の説明については、提出書類一覧(別紙2)を参照してください。

(1) 申請書類

ア	指定管理者指定申請書
イ	ファミリーハウスの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書
ウ	定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書
エ	申請書を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類
オ	申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書
カ	申請者の概要を記載した書類
キ	役員名簿
ク	愛媛県税について、未納がないことの証明書
ケ	法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書
コ	印鑑証明書
サ	提出書類のうち該当のないものについての申立書

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部(副本は複写可)とします。

(3) 提出期間

平成30年9月21日(金)から平成30年9月28日(金)までの執務時間中とします。

ただし、郵送等の場合は、9月28日(金)午後5時15分までの必着とします。

(4) 提出方法

持参又は郵送等により「16 問合せ先」へ提出してください。

(5) 提出書類の著作権、情報公開

ア 申請者が提出した申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、愛媛県は指定管理者の公表等必要な場合は、申請者の許諾を得ることなく申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、申請書類は、理由のいかんを問わず返却しません。

イ 申請のあった法人等の名称等は、公表します。

ウ 申請書類は、愛媛県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

エ 提出された申請書類は、当該施設の指定管理者の選定以外の目的には使用しません。

オ 申請書類の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他関係法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている業務手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て申請者が負うものとします。

(6) 申請に当たっての留意事項

ア 提出期間終了後の申請書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

イ 申請者一団体につき、申請は1回のみとします。また、複数の事業計画書又は収支計画書を提出することはできません。

ウ 書類審査前に、書類の不足・不備の補完、内容不明点の回答、また、必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。

エ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例、ファミリーハウスあい管理条例、愛媛県個人情報保護条例その他ファミリーハウスあいの管理運営に関し遵守すべき関係法令を承知の上で申請してください。

オ 申請書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式9）を提出してください。

(7) その他

参加意思表明書を提出した法人等が1団体のみであった場合には、申請書類の一部を省略する場合があります。

なお、その場合には、当該する法人等へ別途通知します。

10 指定管理者の候補者の選定

(1) 選定方法

指定管理者の候補者は、愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項の規定により、知事が選定します。

なお、選定に当たっては、外部有識者等の委員で構成する審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査会が書面審査及び面接審査（提案内容に関するプレゼンテーションやヒアリング）により審査（申請者の順位付け）を行い、その結果を知事へ報告するものとします。

(2) 選定基準

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例第11条第3項に規定する選定基準に基づき、総合的に評価します。

なお、選定基準ごとの審査項目及び配点は次のとおりです。

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1 ファミリーハウスの管理を適正かつ確実に	①一部の住民、団体に対して不当に利用を制限し、又は優遇するものではないか。	必須

行うことができると認められること	② 計画書に沿った管理運営を行う経営基盤、能力を有すると認められるか。また、計画全体の内容が創意工夫に富み具体的、現実的か。	10
	③ 事業計画が施設の目的を効果的かつ効率的に達成するための内容となっているか。	20
	④ 適正かつ確実な管理運営を実施できる計画となっているか。	30
2 ファミリーハウスの設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができることと認められること	⑤ 利用促進に向けた積極的な取組みが計画されているか。	10
	⑥ 利用者の利便性の向上に対する積極的な取組みが計画されているか。	15
	⑦ 収入確保及び経費縮減に対する積極的な取組みが計画されているか。	5
合計点		90

(3) 選定対象の除外

申請者が次の要件に該当する場合、選定対象から除外します。

- ア 申請書類提出期間に所定の書類が整わなかった場合
- イ 複数の申請を行い、又は複数の事業計画書若しくは収支計画書を提出した場合
- ウ 申請書類に虚偽又は不正があった場合
- エ 申請資格を満たしていないことが判明した場合
- オ 審査会委員に個別に接触した場合
- カ 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- キ 募集要項に違反又は著しく逸脱した場合
- ク 社会的信用を損なう行為等により、申請者を指定管理者の候補者とするのがふさわしくないと認められる場合
- ケ その他不正な行為があった場合

(4) 選定結果の通知及び公表

指定管理者の候補者の選定結果は、全ての申請者に対して書面で通知した後、愛媛県のホームページ等で公表します。

また、選定結果の公表に併せて、審査会での議論の過程や選定理由等についても公表する場合があります。

(5) 留意事項

- ア 面接審査の日時、場所等については、申請者に対して書面で通知します。
なお、審査会において、書面審査のみで審査が可能と判断した場合には、面接審査を省略する場合があります。
- イ 申請者が1団体のみであった場合には、点数評価によらず、当該申請者が指定管理者の候補者として適当かどうか総合的に判断する場合がありますほか、審査会による審査自体を省略する場合があります。

11 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定及び指定期間の決定には、愛媛県議会の議決が必要です。「10 指定管理者の候補者の選定」により選定した候補者を指定管理者に指定する議案を愛媛県議会に上程し、議決されれば、知事が指定管理者に対して指定の通知を行うとともに、その旨

を告示します。

(2) 協定の締結

愛媛県と指定管理者は、業務の内容及び管理の基準に関する細目的事項等について、申請時に提出した事業（収支）計画及び書類審査、面接審査の際の質疑応答などにおいて明確化した事項に基づいて協議の上、ファミリーハウスあいの管理運営に関する協定を締結します。

なお、協定は、「基本協定」と「年度別協定」を締結することになります。

(3) 協定の主な内容

ア 基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

- (ア) 業務に関する基本的な事項
- (イ) 利用料金に関する事項
- (ウ) 県が支払うべき委託料に関する基本的な事項
- (エ) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- (オ) 事業報告・業務報告に関する事項
- (カ) 指定管理業務の引継ぎに関する事項
- (キ) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (ク) 指定期間に関する事項
- (ケ) リスクの管理・責任分担に関する事項
- (コ) その他

イ 年度別協定

年度別協定は、年度ごとの業務に係る事項等を定める協定です。

- (ア) 当該年度の業務内容に関する事項
- (イ) 当該年度に県が支払う委託料に関する事項
- (ウ) その他

(4) その他

ア 協定は、指定という行政処分の附款であり、契約とは異なります。また、協定で定められた事項については、基本的に変更は行いません。ただし、特別の事情があるときは、愛媛県と指定管理者とが協議の上、協定の変更をすることができることとします。

イ 協定締結後、指定管理者は、平成31年4月1日から管理運営業務が行えるよう諸準備を進めてください。

12 業務開始前に管理の実施が困難になった場合における措置に関する事項

指定管理者の業務開始前までの期間に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者（以下「指定管理者等」という。）が、次の事項のいずれかに該当した場合は、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すこととします。

なお、指定管理者等が取消しとなった場合は、原則として「10 指定管理者の候補者の選定」において次点となった者を候補者として選定することとします。

- (1) 愛媛県議会において指定に係る議案が否決されたとき
- (2) 指定管理者等が倒産し、若しくは解散したとき又は資金事情の悪化等により業務の履行が確実でないと認められる場合
- (3) 社会的信用を損なう行為等により、指定管理者等とすることがふさわしくないと認められる場合

- (4) 指定管理者等が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき
- (5) 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
- (6) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき
- (7) その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が生じたとき

13 指定期間満了前の取消し

(1) 愛媛県による指定の取消し

愛媛県は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、指定期間満了前に指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとします。

- ア 指定管理者が業務に際し不正行為を行ったとき
- イ 指定管理者が愛媛県に対し虚偽の報告を行い、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき
- ウ 指定管理者が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- エ 自らの責めに帰すべき事由により、指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき
- オ 指定管理者が次の事項のいずれかに該当するとき
 - (ア) この要項に定める申請資格を失ったとき又は申請資格がないことが判明したとき
 - (イ) 資金事情の悪化等により、業務の遂行が確実でないと認められるとき
- カ 社会的信用を損なう行為等により、当該法人等を指定管理者とすることが相応しくないと認められる場合
- キ その他愛媛県が必要と認めるとき

(2) 指定管理者による指定の取消しの申出

指定管理者は、次の事項のいずれかに該当すると認める場合は、愛媛県に対し指定期間満了前に指定の取消しを申し出ることができます。この場合において、愛媛県は指定管理者との協議を経てその措置を決定するものとします。

- ア 愛媛県が協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- イ 愛媛県の責めに帰すべき事由により、指定管理者が損害又は損失を被ったとき
- ウ その他指定管理者が必要と認めるとき

(3) 業務の継続が困難となった場合の措置等

愛媛県又は指定管理者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、相手方に対して指定取消しの協議を求めることができます。協議の結果、やむを得ないと判断された場合、愛媛県は指定の取消しを行うものとします。

- ア 不可抗力その他愛媛県及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合
- イ 愛媛県が当該施設を廃止又は休止する場合
- ウ 災害等の発生により、愛媛県又は施設所在市町が当該施設を避難所、広域防災拠点等として使用する場合
- エ その他愛媛県又は指定管理者が必要と認める場合

(4) 指定期間満了前の取消し時の措置に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により、指定期間満了前に指定の取消しが行われた場合は、愛媛県に生じた損害は指定管理者が賠償することとします。
- イ 指定管理者は、指定期間満了前の指定の取消しが行われた場合、その事由のいかんを

問わず、次期管理者が円滑かつ支障なく、ファミリーハウスの業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

14 その他

(1) 申請等に係る経費

申請（現地説明会への参加、参加意思表明書の提出等の行為を含む。）から、業務の引継ぎを行うまでの期間（平成31年3月31日まで）に要する経費は、申請者又は指定管理者等が負担することとします。

(2) 協定書の解釈に疑義が生じた場合または協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

愛媛県と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

15 添付資料

- 資料1 ファミリーハウスあい指定管理者業務仕様書
- 資料2 ファミリーハウスあい施設等概要
- 資料3 ファミリーハウスあい実績概要

16 問合せ先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2 愛媛県庁第一別館2階
愛媛県保健福祉部健康衛生局健康増進課母子保健係
電話 089-912-2405
ファクシミリ 089-912-2399
電子メール healthpro@pref.ehime.lg.jp

別紙1 指定管理者募集スケジュール

別紙2 提出書類等一覧

(様式)

様式1 ファミリーハウスあい指定管理者募集に係る参加意思表明書

様式2 ファミリーハウスあい指定管理者指定申請書

様式2-1 コンソーシアム構成員表

様式2-2 委任状

様式2-3 代理人届

様式3 ファミリーハウスあいの管理運営に関する事業計画書

様式4 ファミリーハウスあいの管理運営に関する収支計画書

様式5 納税証明願

様式6 申立書

様式7 ファミリーハウスあい指定管理者募集に係る現地説明会参加申込書

様式8 ファミリーハウスあい指定管理者募集要項等に関する質問票

様式9 辞退届

指定管理者募集スケジュール

平成30年 8月7日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項の配布開始 資料の閲覧開始 参加意思表明書受付開始(様式1) 現地説明会参加申込受付開始(様式7) 質問受付(第1回目)開始(様式8)
8月17日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 現地説明会参加申込締切
8月20日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 現地説明会 午後2時00分から2時間程度 (受付:午後1時30分から2時00分) ファミリーハウスあいにて
8月22日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 質問受付(第1回目)締切(午後5時15分まで)
8月29日(水)	<ul style="list-style-type: none"> 質問に対する回答(第1回目)(ホームページで公表)
9月3日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 参加意思表明書の提出締切(午後5時15分まで(必着)) 資料の閲覧 (参加意思表明書提出法人等のみ9月3日以降も可能)
9月4日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 質問受付(第2回目)開始(様式8) (受付は、参加意思表明書提出法人等に限り)
9月11日(火)	<ul style="list-style-type: none"> 質問受付(第2回目)締切(午後5時15分まで) (回答は、随時実施)
9月21日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 申請の受付開始
9月28日(金)	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項の配布終了 資料の閲覧終了 申請の受付締切(午後5時15分まで)
9月下旬～ 10月下旬(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 第1次審査(審査会による書類審査) 第2次審査(審査会による面接審査)
10月下旬～ 11月上旬(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者候補者の決定及び公表
12月県議会(予定)	<ul style="list-style-type: none"> 指定管理者の指定の議決
平成31年 1月～3月	<ul style="list-style-type: none"> 基本協定の締結 管理運営開始の準備 前任者からの引継ぎ 年度別協定(31年度分)の締結
4月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> 管理運営の開始

提出書類等一覧

区分	書類名	備考
1	参加意思表明書	・様式1
2	① 指定管理者指定申請書	・様式2
	② ファミリーハウスあいの管理運営に関する事業計画書及び収支計画書	・事業計画書（様式3） ・収支計画書（様式4）
	③ 定款又は寄附行為及び法人登記事項証明書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
	④ 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の決算報告書等経営状況を明らかにする書類	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類 ・損益計算書又はこれに相当する書類については、前3事業年度分 ・申請書を提出する日の属する事業年度に設立された団体にあつては、その設立時における財産目録（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
	⑤ 申請書を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書	・法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類
	⑥ 申請者の概要を記載した書類	・組織及び運営に関する次の事項を記載した書類（様式任意、A4判2枚以内） 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・方針、沿革、組織図、業務内容、主たる事業の実績
	⑦ 役員名簿	・申請書の提出日現在におけるもの
	⑧ 愛媛県税について、未納がない旨の証明書	・地方局長が発行する県税に未納がない旨の証明書（様式5） ・提出日において発行の日から1か月以内のもの
	⑨ 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書	・税務署長が発行する未納の税額がないことの証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式（その3）） ・提出日において発行の日から1か月以内のもの
	⑩ 印鑑証明書	
	⑪ 提出書類のうち該当のないものについての申立書	・様式6 ・提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出
3	現地説明会参加申込書	・様式7
4	質問票	・様式8
5	辞退届	・様式9